

# 介護旅行重要事項説明書

☆お申し込みいただく前に、この「重要事項説明書」を必ずお読み下さい

アスモ介護サービス

## 1 日帰り手配旅行のご予約について

- ・お客様へ安全な旅行サービスを提供するため、事前に必要事項をご確認させて頂いております
- 1、旅行中、弊社で必要な介助ならびに介護サービスの内容
- 2、現在のお身体の状態、状況（状態により医師の診断書をご提出いただく場合がございます）
- 3、体調の変化などが生じた際、連絡が可能な「かかりつけ医療機関」の連絡先をご準備ください。

## 2 旅行支援の内容（サービスに含まれるもの）

- ・旅行サービスについては以下の通りとなり「基本料金」に含まれます
- ①観光地施設出入場、レストランへのご誘導のお手伝い
  - ※各種入場料、チケット、お食事代金、物品購入費等は含まれません。お客様のご負担となります
  - お客様のご依頼を受け、事前に弊社が代行手配していた場合は除く
- ②歩行見守り、車椅子の介助（車椅子介助が不要な場合や状況などございましたらドライバーへお伝えください）
- ※下記介護サービスが必要な際は事前にお知らせください。別途追加料金をご案内いたします
- ・お食事の介助
- ・車椅子等の移動や車椅子からベッド、椅子への移乗の介助
- ・排泄介助やオムツの交換
- ・口腔ケア介助
- ・当社のドライバー（ヘルパー）1名が提供する介助・介護サービスは対象のお客様1名様のみとなります

## 3 旅行引受条件について

- ・不測の事態に備え「国内旅行傷害保険」への加入をお勧めしております  
（現在弊社では「旅行傷害保険」の取扱いはございません。保険会社窓口、または保険会社のサイト等でご加入頂けます）
- ・商品は介護、介助が必要な方への旅行サービスです
- ・お客様の身体状況等、情報をご提供いただける方
- ・ご本人様、ご家族、担当医師、介護支援専門員（その他当社が必要と判断した関係機関）の許可を得られる方
- ・お客様が高齢者割引適用のご希望また対象になる際や、シルバーパス等を利用した割引を希望される場合は、事前にドライバーまでお知らせください
  - ※チケット等購入後に「割引適用の対象」とお知らせいただいた場合、その差額返金は致しかねます。予めご了承ください
- ・ドライバー（ヘルパー）がお客様の安全確保が困難、またお客様との意思疎通を図ることが難しくサービスの提供に支障が生じると判断した場合、ご予約・旅行サービスのご利用をお断りする場合がございます

## 4 お食事時間について

- ・お食事時間は原則60分以上としております。
- ドライバー（ヘルパー）はお食事場所までお連れし、終了後お迎えに上がります
- ※お客様の食事時間はドライバー（ヘルパー）の休憩時間も兼ねております。（お食事の介助が必要な場合は事前にお問い合わせください）

## 5 当社のドライバー（ヘルパー）はお客様に対する介助・介護サービスの提供にあたり、下記のサービスや行為は致しません

- ・お客様が所有される金銭の管理※
- ・服薬の介助や医療行為
- ・サービスご利用にあたって必要な経費（旅費・交通費・宿泊費・観光施設入場料等）以外の金銭の授受
- ・お客様や同行者様、ご家族、その他関係者様に対する迷惑行為
- ・その他、当社ドライバー（ヘルパー）への負担が過剰と判断されたサービス内容の場合、ご予約をお引き受け出来ない場合がございます
- ※ ただし、ご自身での金銭管理が困難であると申し出があった場合については、ご本人もしくはご家族様からご了承の上お預かりして管理します。（この場合、ご旅行終了時に領収書等と合わせて残金のご返金いたします）

## 6 旅行の基本料金について

- ・弊社が発行する「ご請求書」を確認してください。
- ・ツアー代金は時間制運賃（貸切料金）およびドライバー（ヘルパー）の介助必要時間、その他必要実費額等から算出いたします
- ・ご希望される外出・旅行サービス内容、またご旅行内容（観光地・レストラン）によって必要なサービスに変更が生じた場合、料金が変動致します
- ・当社のドライバー（ヘルパー）は介助・介護を必要とされるお客様 1 名様につきスタッフ 1 名の対応となりますが、サービスの内容や環境・設備によっては安全確保のために別途追加人員を要する場合があります。その場合は追加料金が発生いたしますのでご了承ください
- ・旅行サービスの提供に伴い、当社ドライバー（ヘルパー）が必要とする経費（旅費・交通費・観光施設入場料、同席での食事等）はお客様ご負担となります
- ・当社ドライバー（ヘルパー）の基本業務時間は 9 : 00～18 : 00 となります。但し、旅行内容によってはその限りではありません
- ・当社ドライバー（ヘルパー）のサービス提供時間（実働）は 1 日 8 時間以内、半日行動は 4 時間以内を基準とし、それを超過する場合は別途追加料金が必要となります
- ・長時間の連続就労が発生する場合、当社ドライバー（ヘルパー）の安全な就労環境の確保と法令遵守のため、お客様の旅程に支障のない範囲で休憩を取る場合があります

## 7 契約の成立時期は、当社がお客様のお申し込みを承諾した時点とし、取消をされた場合は取消料徴収の対象となります

### 日帰り旅行にかかる取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行開始日の前日まで	無料※1
旅行開始当日	無料※1

※1 入場料や各種チケットを事前購入していた場合、取消費用が発生する場合がございます

（上記料金を弊社で支払っていた場合は、実費額にてお客様へご請求させていただきます）

## 8 個人情報の守秘義務について

当社及び当社のドライバー（ヘルパー）が外出・旅行支援サービスの提供をする上で知り得たお客様及びお客様のご家族等に関する情報はご本人様やご家族様の承諾なく第三者に提供することはありません

## 9 免責事項等

外出・旅行支援サービス提供期間中（旅程実施中）に地震・噴火等の天災地変、テロ、紛争、戦乱、暴動等の他、お客様から予めご提供いただいた身体状況や介護情報に虚偽の申告があった場合など、当社の責に帰さない事由によりやむを得ずサービス提供が実施できなくなった場合、当社はおお客様に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。この場合、当社は必要な追加費用のご負担をいただいた上で、お客様及びご家族様等のご事情・ご意向を十分に配慮し、可能な限り安全な帰宅手段の確保に努めます

なお、途中で契約解除となった場合も、当社が既に実施・提供した外出・旅行支援サービスについては所定のご利用料金をお支払いいただきます

契約締結時に疾患・身体状況等の重要な事項についてお知らせいただけなかった場合や、事前のアセスメントにおいて予想困難なおお客様の行動や病状悪化があった場合、お客様が当社ドライバー（ヘルパー）の指示や現地の法律・慣行に反して行った行為による場合など、当社の責に帰さない事由によりお客様に生じた損害につきましては、当社は責任を負いかねます。なお、当社の責に帰すべき事由によりお客様に生じた損害につきましては、当社と契約する保険会社の補償範囲においてその損害を賠償致します